

都市整備部

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 都市整備部 |
| 3 事前調査期間 | 平成30年6月 4日から平成30年6月21日まで |
| 4 監査期間 | 平成30年8月 8日から平成30年8月24日まで |
| 5 監査対象年度 | 平成29年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

都市整備部10課等（中間組織は所管する所属に含める）の主な業務内容及び職員数（平成30年5月1日現在）は、次のとおりである。

【都市計画課・公共交通推進室】

土地利用計画、交通計画、住宅施策、都市計画の決定・変更、広域基幹道路の事業の促進・調整、広域基幹道路整備基金、まちづくりの啓発・支援、都心居住の推進、景観計画、緑化施策、緑化基金、四日市市都市計画審議会、四日市市緑化推進委員会、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づくあっせん・調停、四日市市建築紛争調停委員会、公共交通政策、公共交通の利用促進、内部・八王子線の運営、内部・八王子線基金、主管工事の設計・施行・監督・竣工検査に関する業務等を所掌する。

（職員21名、再任用職員1名）

【建築指導課】

建築基準法に基づく指定確認検査機関との調整、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく分別解体等に係る届出、四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく届出、生産緑地法に基づく届出、都市計画法第58条の2に基づく届出、四日市市建築審査会、四日市市旅館建築審査会、四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱に基づく事務、既存建築物の維持管理・防災・耐震改修の促進、木造住宅の耐震改修の促進、建築基準法に基づく建築行為等の監視・指導、建築基準法に基づく許可・認定・指定・建築協定の認可、都市計画施設等の区域内における建築の許可、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定、耐震改修・耐震改修計画の認定、建築基準法に基づく確認・検査、四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく審査、建築専門相談、建築基準法に基づく指定確認検査機関からの確認・検査の報告書の審査、特殊建築物等の定期報告、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく建築物の届出等、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づく建築物の協議等、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物の審査等、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく建築物の審査等に関する業務等を所掌する。

(職員 2 3 名、再任用職員 1 名、嘱託職員 1 名)

【開発審査課】

都市計画法に基づく開発行為等の許可処分、宅地開発における公共・公益的施設の帰属・維持管理に関する協定書の締結、開発登録簿の調製・保管、四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可、土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅の認定、都市計画法に基づく開発行為等の監視・是正、四日市市開発審査会に関する業務等を所掌する。

(職員 8 名)

【道路整備課】

道路・橋梁の企画・調査・設計・施行・維持修繕、街路、道路の拡幅・改良、道路の舗装工事・交通安全施設工事・道路照明灯、道路パトロール・簡易な舗装、道路補修業務の指示・確認、主管工事の監督・竣工検査に関する業務等を所掌する。

(職員 3 4 名、嘱託職員 4 名)

【市街地整備・公園課】

都市再開発事業、地区計画の計画・啓発・区域内の道路整備、道路後退用地整備、沿道環境整備事業の防音工事助成、末永・本郷土地地区画整理事業、土地地区画整理事業の企画・調査・啓発・計画決定・許可申請、土地地区画整理事業の許認可・指導・監督・助成・建築行為等の制限、東橋北住環境整備基金、近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業、公園緑地の整備・維持、公園の台帳の整備、占用許可、使用許可、使用料の徴収、その他公園の管理、街路樹、公園愛護活動、公園緑地事業の計画決定手続・認可申請、準公園の設計指導、工事の設計・施行、主管工事の監督・竣工検査に関する業務等を所掌する。

(職員 1 5 名、再任用職員 1 名)

【河川排水課】

河川の認定・変更・廃止、河川の台帳の管理、河川・水路の占用許可・占用料の徴収、河川・水路の加工の承認、その他河川・水路の管理、調整池の維持管理、樋門等の管理、急傾斜地崩壊危険区域内・砂防指定地内における行為に係る申請書の受理・知事への送付、急傾斜地・農業用ため池の整備に係る受益者負担金の賦課・徴収、河川・水路・農業用ため池の計画・設計・施工等・維持・修繕、受託土木工事の設計・施工、主管工事の監督・竣工検査に関する業務等を所掌する。

(職員 1 6 名)

【道路管理課】

道路の認定・廃止・変更・台帳の管理、道路の占用許可・占用料の徴収・加工の承認その他道路の管理、近鉄線高架下等の利用・ふれあいモール、屋外広告物の簡易除却、交通安全対策の企画・調整、交通安全教育・啓発、自動車・自転車等の放置防止・措置、市営中央駐車場・本町駐車場・近鉄四日市駅南自転車等駐車場・近鉄四日市駅北自転車等駐車場等、交通事故相談に関する業務等を所掌する。

(職員 1 1 名、嘱託職員 4 名)

【用地課】

部所管工事に係る用地の取得・補償、部所管の未利用地の処分、道路・河川等の未登記用地の解消、国土利用計画法に基づく進達等、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届

出・申出、地価公示、道路・河川等の境界、地籍調査事業に関する業務等を所掌する。

(職員 24 名、再任用職員 1 名)

【営繕工務課】

市有建築物の設計・工事施行・修繕・維持保全資料の管理・営繕計画、主管工事の監督・竣工検査、市有建築物の各種建築設備の設計・工事施行・修繕、その他建築工事・設備工事に関する業務等を所掌する。

(職員 28 名)

【市営住宅課】

市営住宅の建設・維持管理、市営住宅整備基金、市営住宅の入居管理、住宅使用料の決定・徴収、市営住宅入居者選考委員会、住宅新築資金等貸付金の償還に関する業務等を所掌する。

(職員 11 名、嘱託職員 2 名)

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、業務執行上懸案となっている事項、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、許認可等の事務の状況について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

<各課共通事項>

(1) 支出事務について

支出負担行為兼支出命令書の検査検収日の記載誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

上記対象課～【開発審査課】【営繕工務課】

(2) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 回議付せんにおいて必要事項の記載漏れ。

上記対象課～【都市計画課・公共交通推進室】【道路管理課】【用地課】

イ 起案文書において、起案日の記載誤り。

上記対象課～【開発審査課】【市街地整備・公園課】

ウ 起案文書において、決裁日の記載誤り。

上記対象課～【営繕工務課】【市営住宅課】

エ 臨時職員任用関係書類において、必要事項の記載漏れ。

上記対象課～【道路管理課】【用地課】

＜各課個別事項＞

【都市計画課・公共交通推進室】

(1) 支出事務について

需用費の支出において、支出負担行為兼支出命令書の支出負担行為日の誤りが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(2) 文書管理について

回議付せんが、文書管理規程に定められた様式と相違していた。規程に定められた様式を使用すること。

【建築指導課】

特になし

【開発審査課】

(1) 文書管理について

起案文書において、担当者印による決裁日の訂正が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【道路整備課】

(1) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 備品台帳の照合記録において、照合者の印漏れ。

イ 自動車運行日誌において、所属長の印漏れ及び運行記録の記載漏れ。

【市街地整備・公園課】

(1) 金券の管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 郵便切手受払簿において、出納員の確認印漏れ。

イ 印紙受払簿において、出納員の確認印なし。(受払簿に確認印の欄なし。)

(2) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 請求書に代表者名の記載なし。

イ 補助金の概算払については、会計規則第72条第2項に基づき、当該補助金額の9割を超える額とするときは特に承認が必要とされているが、その手続がなされていなかった。

【河川排水課】

(1) 支出事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

ア 工事請負費の支出に係る見積書において、工事名の記載不備及び見積者である法人の代表者名の記載漏れ。

イ 需用費の支出において、支払遅延。

(2) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 公印台帳の副本において、公印管守者及び公印取扱責任者の記載の更新漏れ。

イ 自動車運行日誌において、必要事項の記載漏れ及び重ね書きによる字句訂正。

【道路管理課】

(1) 支出事務について

需用費の支出において、請求書の日付漏れ及び日付の記載が不明瞭である事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

(2) 公印管理について

公印台帳の副本において、公印取扱責任者の更新漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(3) 文書管理について

臨時職員有給休暇票及び自動車運行日誌において、訂正印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【用地課】

(1) 備品管理について

備品ラベルの貼付漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【営繕工務課】

(1) 備品管理について

備品を処分した際の写真が、決裁文書に添付されていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。

【市営住宅課】

(1) 現金の管理について

現金出納簿において出納員の確認印が漏れている事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(2) 財産管理について

市営住宅敷地内のフェンスの改修工事などにより、既存の生垣をフェンスにしたり、新たにフェンスを設置したりしているにもかかわらず、公有財産台帳の登録や内容の更新がなされていないものが見受けられた。工事に合わせて公有財産台帳の登録内容の更新を適切に行っていくこと。

(3) 許認可等の事務について

市営住宅に係る家賃の減免申請に対する拒否処分において、処分の相手方に対し、不服申立て及び訴訟提起に関する教示がなされていなかった。行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づき、書面で教示すること。

2 意見

<各課共通事項>

(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善が認められた。しかし、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられたので、所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワークライフバランスを充実するため、必要に応じて時差出勤勤務制度の導入など時間外勤務適正化に向けた取組みを行うことで時間外勤務の縮減を図ること。 【改善事項】

上記対象課～【全所属】

イ 前回の監査と比べると、いくつかの所属で一定の改善は認められたが、依然として厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。 【改善事項】

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

上記対象課～【道路整備課】【市街地整備・公園課】

<各課個別事項>

【都市計画課・公共交通推進室】

(1) 支出事務について

四日市市市民自主運行バス事業補助金に関して、交付申請における補助事業の経費の内訳や実績報告における年間の運行実績にかかる記載内容に不備が見受けられた。受領の際には十分に内容確認を行うとともに、補助金交付要綱の内容を精査すること。 【改善事項】

(2) 住み替え支援事業について

事業促進を図るため、国土交通省が構築した「全国版空き家・空き地バンク」をしっかりと活用するとともに、Iターン、Uターン、Jターンの対象者や、子育てが始まる前の世帯等について補助要件の緩和を検討すること。また市内企業の就労者等に向けての啓発に取り組むとともに、四日市市の子育て施策の特徴や地域ごとのさまざまな特徴など、本市の魅力をより具体的にPRすることにより、この事業の効果を上げ、本市への定住人口の増加を図ること。 【要望事項】

(3) 近鉄四日市駅周辺等整備基本構想について

四日市市の玄関口が大きく変わる構想であり、基本構想検討における3つの視点（「賑わい・もてなし空間の創出と回遊性の向上」、「まちづくりと連動した交通機能の配置」、「中央通りを活用した空間の魅力向上」）をしっかりと持って、平成29年度に行った市民アンケートの結果を含め幅広く市民の意見を取り入れ、四日市市の発展に確実につながるような事業とすること。 【要望事項】

(4) デマンド交通の社会実験について

河原田地区、内部地区、小山田地区において、高齢者を対象にタクシーを利用したデマンド交通の社会実験を行ったが、利用者数が極めて少ないという結果が出た。その原因として、社会実験の周知不足やタクシーを公共交通的に利用する文化が根付いていないことも考えら

れる。ICTを活用した利用促進など他市で効果を出しているところも参考にし、引き続き、今回実験を行った3地区以外も含めてデマンド交通の研究を積極的に進めること。

【要望事項】

(5) 四日市あすなろう鉄道の利用促進について

通学定期の利用者が減っている。買い得感の得られる定期券の販売など経済的負担の軽減策を継続して検討すること。また、沿線に住む市職員の利用状況を把握しながら職員自らの利用を強力に推進すること。さらに、県立高校が立地するため三重県への働きかけや、企業や沿線の新規居住者等への働きかけを粘り強く行い、さまざまなイベントも並行して実施しながら、利用促進を図ること。

【要望事項】

(6) 鉄道駅バリアフリー化事業について

2021年に三重県で開催予定の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を見据えてバリアフリー化に取り組み、特に市が第3種鉄道事業者である四日市あすなろう鉄道日永駅のバリアフリー化について検討すること。

【要望事項】

(7) 四日市あすなろう鉄道についての名称表記について

四日市あすなろう鉄道については、「四日市あすなろう鉄道」、「四日市あすなろう鉄道線」、「内部・八王子線」といった異なる表記がされている。名称の表記について整理を行うこと。

【改善事項】

(8) 緑化推進委員会について

諮問案件の整理ができていないとの理由により、年度内に1回も開催されていないが、緑化推進事業として多額の経費を支出しており、問題点は存在すると考えられるため、開催に向け努力を行うこと。

【要望事項】

(9) 花と緑いっぱい事業について

緑化基金を財源とした事業であるが、寄附金よりも事業費の方が大きくなっている状況にある。今後も事業を継続していくために、基金の予定額を定め、まず寄附を募り、それでも不足する分についての資金の確保について検討すること。

【要望事項】

(10) 里山保全事業について

市民緑地については、市が地権者から5年の借地契約を交わして開設し、その維持管理を地元の管理団体に委託するという仕組みで事業を行っている。こどもが通常の公園よりも自由に遊び、様々に楽しむことができるよい事業であるので、新たな開設に取り組むとともに既存の緑地についても継続に努めること。

【要望事項】

(11) 要望活動のための負担金の支出について

さまざまな広域道路や鉄道の整備、リニア中央新幹線建設の早期実現のため、四日市市を含む三重県内の市町により複数の同盟会を結成し、それらの同盟会に対し会費（負担金）を支出している。会費は要望活動等に使用されており、四日市市として要望活動に参加する理由や要望活動の内容、成果について、市民に公表を行うこと。

【改善事項】

(12) 主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表における任務目的「過度に自動車に依存せずに、公共交通機関等で円滑に移動できる交通体系を構築する」に対し、成果・活動指標を「市民1人1日あたり公共交通機関利用回数」としているが、個別の鉄道やバスといった交通機関ごとの利用啓発の効果についても分析すること。

【改善事項】

【建築指導課】

(1) 建築確認などの審査について

建築物の安全を確保し良好な住環境とすることを任務目的として掲げ、業務を行っているところであるが、悪質な法律違反については、市民が見た時に不公平感を感じないように引き続き適切に業務を行うこと。 【要望事項】

(2) 予算編成の精度について

歳入の土木手数料のうちいくつかで、当初予算と決算の乖離が見受けられる。各種の申請に伴う手数料であり、事前に件数を見込むことが難しいことは理解できるものの、できる限り原因分析を行い、次年度以降の効率的な予算編成に生かすこと。 【改善事項】

(3) 空き家対策について

ア 危険性のある空き家のうち指導等の対象となるものに改善を促している。空き家対策をより活性化するため、民間と連携することが重要であるが、相続関係等の個人情報の管理が難しく参入障壁となっている。政策的な目的のための情報開示の可能性について検討し、国へも規制緩和に向けて要望していくこと。 【要望事項】

イ 危険家屋である空き家の所有者が、正当な理由がないのに何も対処しないケースについては、四日市市空き家等の適正管理に関する条例に基づき適切に対応していくこと。

また、三和商店街への対応については、政策的な課題もあるため、関係部局と連携しつつ早期の解決に向けて引き続き努力すること。 【要望事項】

(4) 各種制度の周知等について

ア 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定をするにあたり、住民説明会を開催している。対象となる住宅については、移転に要する経費の一部を補助する制度を設けている。引き続き対象となる市民への周知を図ること。 【要望事項】

イ 木造住宅耐震補強工事等補助金について、交付実績が増加してきている。さらに制度について周知し、利用者が増加するよう普及を図ること。 【要望事項】

ウ 木造住宅の耐震化について、訪問啓発などをポイントを絞って行うには、診断結果の地区ごとの分布状況を把握することが大事と考えられる。木造住宅無料耐震診断の実績を地区ごとに把握することを検討すること。 【要望事項】

エ 耐震診断義務化沿道建築物について、平成32年度末までに耐震診断を実施し、報告を行うことが義務づけられている。未了の建築物について計画的に啓発を行っていくこと。

【要望事項】

(5) 既存建築物の安全確保について

不特定多数が利用する建築物の定期報告制度は、利用者の安全性を維持・確保するため非常に重要であるため、次の点に留意すること。

ア 定期報告率は前年度実績を上回り改善しているが、報告がないと維持保全の適合性を判断できないため、粘り強く指導するとともに、報告のない場合には公表についても検討すること。また、市のホームページ等により、制度について市民に広く周知を行うこと。

【改善事項】

イ 維持保全適合率は前年度実績を上回り改善している。不特定多数が利用する建築物等については、引き続き適正に維持管理されるよう努力すること。 【要望事項】

【開発審査課】

(1) 職員間の知識の共有について

開発許可に関する業務は、職員間で知識や考え方が均質である必要がある。引き続き研修等に参加し専門知識を身につけるとともに、難航した案件があればケーススタディを行い課内で共有するなど、職員全体の資質の向上に努めること。 【要望事項】

(2) 主要事業の目標設定について

建築許可の平均審査日数について36日を目標として設定しているが、平成28年度実績は46日、平成29年度実績は47日であり、目標と実態に10日ほどの差が生じている。審査日数が長くなっているものの多くは、申請者側の理由により補正が必要となっている場合であり、補正期間を除いた平均審査日数の平成29年度実績は24日である。目標と実績に差があつて分かりにくさがあるので、補正期間を除く平均審査日数を目標として設定できないか検討すること。また、行政庁側の理由で審査日数が延びるものがあれば、その要因を分析し期間短縮を図ること。 【改善事項】

(3) 開発許可制度に基づく誘導について

「開発許可制度に基づき誘導、指導を行い、良質な宅地を確保する」という任務目的を掲げている。市街化区域と市街化調整区域は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために設定されており、市の都市計画における方針である。許可申請が出される前段階において、市街化区域での開発を促すためのインセンティブが必要であると考えられるため、他市の状況を参考にして研究すること。 【要望事項】

(4) 申請書について

開発登録簿写し交付申請書において、申請者として法人名の記載はあるが代表者名の記載がない事例、屋号の記載はあるが個人名の記載がない事例が見受けられた。法人であれば代表者名、屋号であれば個人名まで記載するなど、より適切な記載方法へ改善していくこと。 【改善事項】

(5) 四日市市開発審査会について

四日市市開発審査会は、市のまちづくりの形成について審議する場であるため、その内容についてホームページなどでの充実した公表の仕方を検討すること。 【要望事項】

(6) 都市計画法違反に関する通報について

市街化調整区域内での違法な建築行為などに関する市民からの通報への対応は、資料として整理し、必要に応じて公開できるようにしておくこと。 【改善事項】

(7) 既存の宅地の有効活用について

四日市のまちづくりの発展や魅力の向上のため、リノベーションの促進といった既存の宅地の活用方法について、他部署と連携し鋭意研究すること。 【要望事項】

(8) 市街化調整区域における規制の緩和について

人口減少が進む市街化調整区域内の既存集落について、定住人口を確保し、コミュニティを維持するため、平成28年度から開発許可等の規制の緩和を行った。これにより市街化調整区域で住宅が建築しやすくなったが、この制度が有効に活用されているか検証を行うこと。また、より制度が活用されるよう周知に努めること。 【要望事項】

【道路整備課】

(1) 時間外勤務の縮減について

道路整備課の時間外勤務時間数は非常に多く、危機的な状況にあるといえる。次の3点に留意しながら、引き続き改善を図ること。 **【改善事項】**

- ① 出来る限り工事を集約化するなど、業務の負担軽減を図ること。
- ② 担当者間の業務に偏りがないう、業務の平準化を図ること。
- ③ 引き続き適切な人員配置を図ること。

(2) 職員の負担軽減のための工事の発注について

ア 市民生活に直結する公共施設である道路を整備するため、単価契約による指示を含めると年間600件を超える工事を取り扱っており、職員に大きな負担がかかっている。円滑な工事施工のためには、発注の集約化による対応が効果的であり、出来る限り工事の集約化を進めながら、職員の負担軽減を図っていくこと。 **【要望事項】**

イ 工事費の積算については、当初の設計段階での管理職によるチェックにより、出来る限り軽微な契約変更にとどめて、職員の負担軽減につなげること。 **【要望事項】**

(3) 国への予算要望について

国からの交付金の減額など予算不足により幹線道路の整備が遅れており、交通渋滞が地元住民にとって深刻な状況となっているところもある。早期の供用開始に向けてスピード感を持って、国に対して実効性のある要望活動を行うこと。 **【改善事項】**

(4) 道路の維持補修について

ア 道路損傷箇所における車両事故の防止のため、ひび割れしている段階での対応など、より延命化させる方策が必要と考える。限られた人員で適切な管理を求められるなか、職員の負担軽減のためにも、本市の実情に応じた方策を検討すること。 **【要望事項】**

イ 道路損傷箇所への対応については、当課だけでなく道路管理課や下水建設課など関係課と十分に連携を図るなど情報のネットワークを構築しながら、対策の強化を図ること。 **【要望事項】**

ウ 路面下空洞点検調査については、緊急輸送道路と規模の大きい団地で調査を行う予定とのことである。このほかの主要な道路についても検討を行い、必要性のあるものについては、調査を行うこと。 **【要望事項】**

エ 平成29年度からスマートフォンを使って路面の状況を把握する、道路診断サービスの導入を図っている。現在は2台とのことであるが、一元管理の公用車やごみ収集車に取り付けるなど、維持管理の効率化のため拡充を図るよう検討すること。 **【要望事項】**

(5) 橋梁の点検について

5年に1回の法定の定期点検を行っているが、引き続き漏れのない管理を行うこと。また予防保全的な管理を徹底して、トータルコストを削減したり、予算の平準化に努めること。 **【要望事項】**

(6) 四日市中央線の街路整備事業について

歩道整備について、四日市の玄関として、多くの来街者の目に触れるところであり、しっかりとした材質を使い、市のイメージにあった色合いにするなど視覚的にも配慮すること。 **【要望事項】**

(7) 自転車レーンについて

ア 自転車通行をする場合、自転車レーンが設けられている道路については、原則自転車レーンを通行しなければならない。この点について広く認知されていないと考えられるため、利用に関して周知するよう努めること。 【要望事項】

イ 一方、児童及び幼児や70才以上の者などは例外的に歩道通行が認められている。安全面への配慮からも、児童及び幼児や70才以上の者などは歩道通行できる旨の案内表示をさらに増やすことができないか検討すること。 【要望事項】

【市街地整備・公園課】

(1) 原課契約工事について

原課契約工事発注・監督・検査チェックリストにおいて、検査時における「操作により、安全性、機能を目視確認」の項目のチェック漏れが複数見受けられた。検査時に動作確認が必要なものについては、実際に操作して安全性、機能を確認するとともに、チェックリストの確認欄に確認結果を記載すること。 【改善事項】

(2) 近鉄川原町駅付近連続立体交差事業について

鉄道が高架になり、地域で一体的なまちづくりが進む中で、駅前広場が鉄道駅とバス路線の交通結節点として機能することが重要なポイントになると考えられるため、事業終了を見据え、しっかりと事業者との調整に取り組むこと。 【要望事項】

(3) 街路樹の管理について

ア 根上がりにより道路が損傷し、危険な箇所が多数存在するため、道路管理部局と情報共有・連携を図り、樹種の検討から危険箇所のチェック等、確たる対応をとること。 【改善事項】

イ 協働する市民の高齢化もあり、現在の膨大な樹木数を今後維持管理していくのは難しい状況にある。樹木の適正な本数や高さについて検討を行い、コスト性・安全性を考慮して管理を行うこと。 【要望事項】

(4) 危険木の伐採等の措置について

公園の樹木について、倒木等により事故の起こらないよう状況把握に努め、倒木等の可能性のある危険な樹木については早急に伐採等の措置を行うなど、安全のための取り組みをしっかりと行うこと。 【改善事項】

(5) 羽津古新田区域の有効活用について

J R 四日市貨物駅移転事業が休止となり、具体的な利用計画が決まっていない。現在、市有地と耕作地が散らばって存在する形になっており、散らばった土地を一団にまとめるなど、有効活用について関連部局と議論を行っていくこと。 【要望事項】

(6) 狭あい道路の整備について

ア 狭あい道路対策事業として、道路後退用地の寄附を受け、測量・分筆経費や塀等の撤去費用の一部を助成しており、効率的に道路整備を行うためのよい手法と言えるが、寄附行為から舗装整備までのタイムラグが生じているため、他市の事例も踏まえながら当事業をうまく機能させること。 【要望事項】

イ 緊急車両が通れない箇所など整備の優先度が高い箇所を把握しながら、都市整備部内及び他の部局とも連携して、事業を進めること。また、市のホームページなどで、助成金・報償

- 金の制度について市民に分かりやすく周知を行うこと。 【要望事項】
- (7) 市民協働による公園・緑地の維持管理について
高齢化による人材不足により、愛護団体やボランティア団体による公園・緑地の維持管理が困難になってきている。維持修繕のかからない施設整備や資材の選定に配慮するとともに、愛護団体やボランティア団体の育成について、他市の事例も参考にしながら推進すること。 【要望事項】
- (8) 公園のホームレスによる占拠について
現在でも、ホームレスにより占拠されるような状況が見受けられるとのことであり、市民の安全・安心の視点から、定期的に巡回して退去を求めるよう努めること。 【要望事項】
- (9) 土地区画整理事業特別会計の整理について
土地区画整理事業全体としては、まだ終了の目途はついていないとのことであるが、事業終了も見据え、新たな事業の可能性も踏まえて、特別会計から一般会計への統合整理について検討すること。 【要望事項】
- (10) 鳥害対策業務について
市道四日市中央線におけるムクドリ追い払いのため放鷹の手法により行っているが、この取り組みの実施や効果について、市民へもっと周知を図ること。 【要望事項】
- (11) 公園除草業務等の委託について
都市公園の除草業務等の委託について、高齢者雇用政策を理由として公益社団法人四日市市シルバー人材センターと随意契約をしている事例が複数見受けられる。業務内容の適切な実施や効率性等について牽制のため、業務実施中の現場確認を行うとともに、委託業者とも十分協議を行い、業務管理の徹底を図ること。 【改善事項】
- (12) 諏訪公園、四日市市民公園の噴水の維持管理について
噴水の中が藻で汚れており、こどもが遊んだりすることも多く、また、四日市市の印象にも影響を与えるため、しっかり維持管理を行うこと。 【改善事項】
- (13) 財産管理について
公園など多くの公有財産を保有している。統一的な基準による地方公会計制度への対応に向けて固定資産台帳の重要性が高まっており、財政経営部の方針に従い、効率的な実査を行い、台帳の正確性を担保すること。 【要望事項】

【河川排水課】

- (1) 工事請負契約について
市単独事業の工事請負契約において、数回の契約の変更をしているものや3割を超える契約金額の変更を伴う契約の変更をしているものが見受けられる。このような契約の変更をしなくて済むように引き続き事前の調査や地元調整をしっかりと行ったうえで、工事の設計に臨むこと。 【要望事項】
- (2) 職員の知識及び資質の向上について
職員の知識及び資質の向上のため外部研修に参加している。これは、経験年数の浅い若手職員への中堅職員のフォローの軽減につながり時間外勤務の縮減を図る1つの方策にもなると思われる。できるだけ多くの若手職員を外部研修に派遣し、知識及び資質の向上に努めること。 【改善事項】

(3) 総合的な治水対策について

ア 浸水被害を引き起こす豪雨など近年の気象状況に合わせたフレキシブルな体制を全庁的に構築し、これからも「総合的な治水対策」を推進していくとともに、これを当課の事務分掌に掲げることを検討すること。 【要望事項】

イ 河川への雨水の流出を抑制することにより、浸水被害の軽減に寄与するという意識を市民に啓発するため、住宅に雨水貯留タンクを設置した者に対し補助金を交付する事業を実施していたが、平成29年度をもって終了した。この事業の総括を次の新たな治水対策に係る意識啓発に活かすこと。 【改善事項】

(4) ため池改修負担金について

ア 平成24年度に実施したため池の改修工事に伴って発生した受益者負担金が未納となっている案件がある。引き続き粘り強く受益者と納付交渉を行うとともに、納付交渉に当たっては長期化しないように留意すること。 【要望事項】

イ ため池の改修工事において、全体工事費の5パーセントに当たる額を負担金として地元の農家組合等に負担してもらっている。ため池には、かんがい施設としての利水機能だけでなく、洪水調整としての治水機能を有するものもあることから、必要な改修工事が進むように負担金のあり方について研究すること。 【改善事項】

(5) 準用河川の改修について

近年、準用河川改修事業に係る国からの交付金額が本市の要求額に満たないものとなっているとのことであるが、引き続き災害の発生状況や地元の声などを国に伝えることにより、必要な額の交付金を受けられるよう努めること。 【要望事項】

(6) 自然環境に配慮した河川の管理について

環境部門と連携して、河川が本来有している自然環境の保全や再生に配慮した管理を引き続き行うこと。 【要望事項】

【道路管理課】

(1) 職員配置について

道路管理課は、当所属における勤続年数が3年未満の職員が多くを占めている。業務に関する知識の習得・共有ができるよう研修等を行い、人財育成に努めること。また、交通安全については、それによって助かった命、市民の安全・安心など「見えない所」の成果をもとに人事の配慮を行うこと。 【要望事項】

(2) 主要事業の目標設定について

放置自転車の障害排除件数3,000台以下を目標として掲げている。台数が少なければ、放置自転車の防止を図るための啓発活動の効果を示すことができるため、このような目標設定にしているとのことである。しかし、反対に台数が多ければ、撤去・保管返還業務を積極的に取り組むことができたとも捉えられるため、目標としてわかりにくくなっている。主要事業の目標として、よりわかりやすい指標となるよう検討すること。 【改善事項】

(3) GISの活用について

GISは様々な分野で活用できる可能性があると思われるので、他市の事例等をもとに活用方法について研究し、他部局へ提案していくこと。 【要望事項】

(4) 道路事故防止について

道路事故数減少のためには道路損傷箇所の早期発見と迅速な対応が重要である。早期発見につながるよう、全庁的に連携を行い情報収集に努めること。道路整備課へ修繕を依頼した場合は、完了後に報告を受けるなど相互に連携を図り、確実に損傷箇所が修復されたこと確認すること。 【改善事項】

(5) 借用物件について

道路用地として個人から借用している土地が多くあるが、長期的にみると借用を続けるより、買収する方が安くなる物件もかなりあると思われるため、契約更新時に働きかけを行うなど、土地の買収に向けて今後も積極的に取り組むこと。 【要望事項】

(6) 市営駐車場について

ア 市営中央駐車場について、駐車区画が狭く、さらに利用者の多い日は車両が入りきらず道路に行列ができる状態となっており、改善の必要があると考えられる。市民の意見やニーズを把握し、建て替えを含めた抜本的な対策を検討すること。 【要望事項】

イ 駐車場案内システム個別案内板について、「満」「空」の文字が表示されていない状態となっているため、必要な設備であれば修復を検討すること。 【改善事項】

ウ 市営本町駐車場について、30年以上更新されていない設備など老朽化が見受けられるので、更新を検討すること。 【改善事項】

(7) 指定管理者への牽制について

ア 市営中央駐車場に設置されている監視カメラ画像の管理は指定管理者が行っている。カメラ画像には個人情報が含まれているため、管理が適正にされているかどうか、指定管理者に対し確認を行うこと。 【改善事項】

イ 市営中央駐車場・市営本町駐車場の利用台数と収入実績について、毎月指定管理者から報告を受けているが、数値の妥当性を確認するため、必要に応じて入庫・出庫のデータなどの資料の提供を求めるなど牽制を行うこと。 【改善事項】

(8) 私道整備費補助金について

日常生活に利用されている私道の整備を行う者に対して補助金を交付しているが、市民への周知が十分にされていないと思われる。制度の周知の仕方や予算が適切かどうか検討を行うこと。 【要望事項】

(9) 交通安全共済事業残余金活用事業について

交通安全共済事業残余金を活用して、交通安全啓発事業や交通安全教育事業を行っている。平成29年度末時点で残余金は約2,382万円だが、今後も実施していく必要がある事業であれば、残余金がなくなった後も継続できるよう適切に予算要求を行うこと。 【要望事項】

(10) 交通安全教室について

ア 保育園・幼稚園・小中学校の児童・生徒及び高齢者を対象に交通安全教室を実施し、自転車シミュレーターやパソコンソフトを利用した参加体験・実践型の交通安全教育を行っている。交通事故死亡者に占める高齢者の割合が依然として高いことなどから、これらの取組みは重要であるため、参加者の反応や感想に注意を払い、その効果について検証すること。併せて、全国の取組み事例等を参考に、効果的な取組みについて研究すること。 【要望事項】

イ 交通安全教室の活用を促すため、幼稚園や小中学校等に対して広報を行っており、周知は行き届いていると思われるが、申込みがない学校や団体等に対してより積極的に働きかけを行い、地区によるばらつきがないように努めること。 【要望事項】

(1 1) 違反屋外広告物について

違反屋外広告物の除去作業について、公益社団法人四日市市シルバー人材センターに委託している。しかし、依然として市内に不適切な広告物が見受けられるため、より改善が図られるよう、受託者と情報共有を行い、市としても現場の把握に努めること。 【要望事項】

【用地課】

(1) 人員配置について

時間外勤務の縮減と係間における業務量の平準化が懸案となっている。人員増や係間の応援体制により一定の成果を上げているが、引き続き必要な人員要求を行うとともに、増員が困難な場合は、部内で調整するなど適切な人員配置に向けた取組みをさらに強化していくこと。 【改善事項】

(2) 官民境界査定処理日数の短縮について

立会関係者の都合など不確定要素のあるなか、至急の案件など事情に応じた対応により、処理日数の短縮に努めている。今後もより市民に満足してもらえるよう、1日でも短くなるような目標を立てて、処理日数の短縮に向けた実績を残すよう努めること。 【要望事項】

(3) 事業用地の取得について

大規模事業にかかる用地の取得は、全国的な配分の中で不確定な補助金に依存した年度予算での対応は難しく、先行取得が必要となるが、土地開発公社は平成30年度末に清算され、土地開発基金の規模は小さいため、それらに代わる新たな用地取得の仕組みづくりが求められる。用地取得担当課として他都市の情報収集に努め、関係課へ提言していくこと。

【要望事項】

(4) 未登記道路について

計画的に解消していくため、件数の把握や解消の状況、また、寄附行為による取得や無償借地など未登記道路の取扱いに関する要綱を制定するなど見える化に努めること。また、引き続き土地所有者に対する丁寧な説明や手続上の負担軽減にも努めること。 【要望事項】

(5) 国への予算要望について

国からの交付金の減額など予算不足による買収進捗の鈍化が課題となっているが、交通渋滞が企業誘致や地元住民にとって深刻な状況となっているところもある。事業の進捗を速めるため、国に対して実効性のある要望活動を行うこと。 【改善事項】

(6) 予算の精度について

市有地売買収入に関して予算と決算の乖離が見受けられた。関連する事業についての状況把握に努め、例年の分析精度を上げることに努めること。 【要望事項】

(7) 人財育成について

新規採用職員が数多く配置されており、経験年数の浅い職員の育成が課題となっている。OJT、課内研修の実施、外部研修への派遣など様々な取組みを行っているが、特殊な業務であるため外部研修の充実を重要視して、人財の育成に努めること。 【要望事項】

(8) 事例集の作成について

課内研修において、レアケースなどの事例報告を行い、情報共有しているとのことである。この取り組みのさらなる充実やノウハウの継承という観点からも、ジャンル別にファイリングするなど事例集を作成することを検討すること。 **【要望事項】**

支出関連の事務処理にあたって、各職員がそれぞれの立場でチェックすることの大切さに留意しながら、精度の高い取り組みを行っていることについて評価したい。引き続き丁寧な事務処理に努められたい。

【営繕工務課】

(1) コストを意識した設計について

イニシャルコストを安価にするため、市民の目に触れる所と触れない所に仕様の差を付けるなど工夫するとともに、一般論としてできるだけ手戻りのないようなやり方で、良い建築物を造ること。ランニングコストの削減については、主に汎用品を使用することで将来の補修を安価にできるよう設計段階から留意すること。 **【要望事項】**

(2) 人財育成について

技術力のバランスのとれた職員構成に向けた技術の承継について、建設研修センターなどの研修の復命書を供覧することは、習得した知識を他の職員と共有するよい機会となる。復命書の作成については、ポイントを分かりやすく記述するなど、職員のレベルアップに使うことを意識すること。 **【要望事項】**

(3) 主要事業の評価の広報について

ユニバーサルデザインや、環境負荷の低減に取り組んでいるが、第三者には見えにくい。市民や各業界団体の目に触れる営繕年報に、こうした視点からの分析を加えることを検討すること。 **【要望事項】**

(4) 財政経営部との連携について

アセットマネジメントの個別施設計画の策定や施設別行政コスト計算書の策定にあたって必要となるコストの把握には、技術的な知見も重要であるため、さらに財政経営部と連携を深めて無駄のないコスト把握に努めること。 **【要望事項】**

(5) 工事施工後の改善要望について

施設管理者への聞き取り調査の結果、利用者の使用状況により改善要望が出ている。利用者のニーズを把握したうえで設計し、施工後の改善要望が減少するよう取り組むこと。 **【要望事項】**

【市営住宅課】

(1) 財産管理について

土地、建物及び工作物の一部について、年度末に実査が行われていなかった。年度末には必ず全件実査及び所属長の抜き取り実査を行い、その記録を文書にして残すこと。 **【改善事項】**

(2) 職員体制について

市営住宅の空き家修繕業務を担当する職員の体調不良も一因となり、年度目標の戸数を修

繕することができなかった。こうしたことに左右されないフレキシブルな職員体制の確保に努め、それに必要な支援を人事当局に強く求めていくこと。 【改善事項】

(3) 市営住宅の修繕等について

ア 市営住宅に係る長寿命化計画において継続して使用していく住宅に位置付けているものについて、高齢者向けのバリアフリー対応の住宅の提供など、市営住宅に対するニーズを的確に把握したうえで、それに合った修繕をこれまで以上に増やしていくこと。 【改善事項】

イ 退去により空き家となった住戸については、次の入居者を募集する前に必要な修繕を行うが、修繕が間に合わないために入居者の募集ができない住戸が存在する。このような整備待ちの住戸の数を少しでも減らし、効率的に住戸を提供できるような修繕方法について研究すること。

入居者の募集を停止している市営住宅において空き家となった住戸については、防災性や防犯性の低下などを引き起こさないよう適正に管理するため、可能なものから除却すること。

【要望事項】

(4) 市営住宅入居手続における保証人の確保について

単身高齢者の増加等に伴い、市営住宅の入居に際し必要とされている保証人の確保が困難な入居希望者が増加することが懸念される。保証人を確保できないために市営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、保証人の免除や法人保証の導入など保証人に関する手続を国や他市に先駆けて見直すこと。 【改善事項】

(5) 市営住宅敷地内の樹木等の管理について

市営住宅敷地内にある樹木について、費用をかけてその剪定や伐採を行っている。今後、剪定や新たに植樹を行う際には、将来の剪定や伐採などの管理に要する費用を少しでも抑制できるよう配慮するとともに、剪定や伐採を行うときにはできるだけまとめて発注すること。空き家敷地に係る除草費用の縮減についても工夫すること。 【改善事項】

(6) 住宅使用料の滞納者に対する対応について

住宅使用料の現年度の収納率は99.9%で非常に高く、この高率を定着させていくことが住宅使用料の滞納を減らしていく一番の早道である。引き続き滞納初期段階において滞納者に対する督促等の措置を行うなどして現年度の住宅使用料の徴収に尽力すること。

【要望事項】